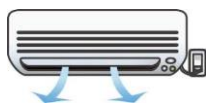


家電リサイクル品の出し方

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法により町では処理できません。次の方法により廃棄してください。

エアコン



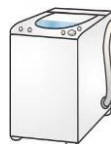
テレビ



冷蔵庫



洗濯機



乾燥機



●廃棄の方法

【自分で運ぶ場合】

手順 1

メーカーや規格を確認し、郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入して、リサイクル料金を振り込む。



手順 2

処分したい家電と家電リサイクル券を持参して、指定取引場所へ自己搬入する。

仙南管内の指定取引場所
(株)安藤仁七商店 (柴田町船岡字鍋倉1-9) 電話0224-54-1517

【引き取りを依頼する場合】

買い換え(新しく購入する)

はい



購入する販売店に引き取りを依頼してください



いいえ

以前購入した販売店が近くにある

はい



以前購入した販売店に引き取りを依頼してください



いいえ

- ・引っ越しなどで販売店が近くにない
- ・販売店が廃業している
- ・もらった物で販売店がわからない

はい



収集許可業者へ引き取りを依頼する



町の一般廃棄物収集運搬業許可業者
(抜粋)

許可業者名	電話番号
(株)シムラ	0224-26-1766
(協)仙台清掃公社	0224-32-2131
(協)仙南清掃公社	0224-25-1011
(株)高良	0224-51-3520

リサイクル料金・対象品目に関する問い合わせ先

(財)家電製品協会
(家電リサイクル券センター)
電話 0120-319-640

- ◆ 許可業者に直接電話で依頼してください。
- ◆ リサイクル料金の他に、引き取り手数料がかかります。